

社会福祉法人ゆりかご会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ゆりかご会（以下「本会」という。）の定款第八条、定款第二一条に基づく評議員、役員の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語意義は、当該各号の定めることによる。

- (1)評議員とは、定款第五条による者をいう。
- (2)役員とは、定款第一五条による理事と監事をいう。
- (3)常勤役員とは、前号の役員のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4)非常勤役員とは、第2号の役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (5)報酬等とは、報酬、賞与その他職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (6)費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

(報酬等の額)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第八条に定める範囲で、支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する評議員には、支給しない。

2 常勤役員に対しては報酬を支給し、金額は次のとおりとする。ただし、本会の給与規定に基づき給与の支給を受ける役員には支給しない。

- (1)報酬は、別表第1に定める1人当たりの月額範囲とする。
- (2)退職金の支給について、評議員会により必要があると認められたときは支給額を退職金規定によって支給する。
- (3)源泉徴収を行い、差し引いた後の金額を支給するものとする。

3 非常勤役員の報酬は日額とし、理事会等本会業務への出席の都度、定款第二一条に定める金額で支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する非常勤役員には、支給しない。法人の業務に従事した役員への報酬については別表2の日額に基づき支給する。

- (1)源泉徴収を行い、差し引いた後の金額を支給するものとする。

(報酬支払方法)

第4条 前条各号に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用の弁償)

第5条 本会は、第2条の第1号、第2号、第4号による評議員、役員等が、その職務を行うために要する費用を弁償する。

2 費用の弁償の額は実費とする。ただし、旅費については近接地外の旅行に関するものを対象とし、旅費規則に基づき算出されるものとする。

3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附則

1 この規程は、平成29年4月1日にさかのぼって施行する。

2 令和元年11月22日に改定。

3 令和3年2月8日に改定。

4 令和3年6月28日に改定。但し源泉徴収実施の準備のため、施行は令和4年3月1日からとする。

別表1 常勤役員の報酬

役職	報酬月額（1人当たり）	年間総額上限（1人当たり）
理事長（常勤）	600,000円	7,200,000円
理事(常勤)	400,000円	4,800,000円

別表2 非常勤役員等の報酬

役職	報酬日額（1人当たり）
理事(理事長以外)	14,920円
理事（理事長）	14,920円
監事	14,920円